

○遠野市史編さん委員会条例

平成27年6月17日

条例第22号

改正 平成29年12月12日条例第22号

(設置)

第1条 遠野市史の編さんを円滑に推進するため、遠野市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市史編さんの基本方針及び計画に関すること。
- (2) その他市史編さんに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 副委員長は、委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月22日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

- 2 この条例の施行の日以後第3条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年12月12日条例第22号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。